

令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 城見ヶ丘会(法人番号5140005013425)

監査実施日 令和7年7月30日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 理事長の親族に対して、就業規則及び給与規程（俸給表を含む）に規定がない「保育支援」の職種として、給与を支給している。給与規程等に基づかない、理事の親族に対する給与の支給は、特別の利益供与となる。各規程において「保育支援」について規定するとともに、これまでの給与が正当な支給であるか理事会で慎重に審議したうえで、報告すること。なお、審議の結果、正当な支給でないと認められた額については、戻入させること。	改善予定
2 令和6年度決算において、城見ヶ丘保育園拠点区分の支出科目（大区分）で多額の予算超過があった。（事務費支出△6,553,356円 予算比147%）多額の予算超過をした理由を分析の上、次回の理事会・評議員会に報告すること。また、予算超過が発生しないよう執行管理を徹底すること。	改善予定
3 業務委託として個人に対して田畑管理、園の整理・清掃他多数を委託しているが、支出根拠がなかったため、正当な支出か判断できなかった。ついては、令和6年度に個人に対して業務委託した取引について、業務内容・報酬金額（決定方法を含む。）等を調査の上、報告すること。また、理事会・評議員会にも報告すること。なお、今後も継続して業務委託する場合は、次のことに留意すること。 ・契約の適正な履行を確保するための書面がなかったため、契約の適正な履行を確保するための書面を徴すること。 ・支出を決定した稟議書等がなかったため、権限あるものが専決したことを明確にするため、稟議書等を作成すること。	改善予定

令和7年10月15日現在